

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（395））

2. 日時：令和3年3月31日 10時15分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木）他19名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、3月24日及び3月29日提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【地震による損傷の防止について（第4条）】

弾性設計用地震動について、地震動 Sd-1 を設定した理由を説明すること。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

設計または評価に用いる入力津波について、入力津波の設定のおける影響要因に関する検討結果を総括した上で説明すること。

防水区画化範囲の非常用海水系の配管について、漏水に対する安全機能への影響確認の考え方を説明すること。

潮位計について、入力津波の設定に用いた潮位記録の観測機器を自主設備として位置付ける根拠を説明すること。

浸水有りとするクラス3設備の循環水系の取水設備について、具体的な設備名を説明すること。また、浸水時に「必要によりプラントを停止し、補修を実施」とする機能維持の方針について、機能を維持できることがより明確となる説明をすること。

津波防護対象施設一覧表について、クラス2の設備名を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6 . その他

関係資料 : なし